

## 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正案の概要

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「省令」という。）及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号。以下「告示」という。）の一部改正案の概要は以下のとおりです。

### 1. 改正の内容

#### (1) 耐圧に関する基準及び試験

ア 省令第1条の耐圧に関する基準について以下の改正を行う。

(ア) 機能上貯湯湯沸器と同様の使い方をされる給水用具に適用される基準を明確にするため、「貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具」について適切な表現に改める。

(イ) 製品仕様の多様化等を踏まえ、「貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具」の耐圧性能試験で満たすべき要件について変更するとともに、要件を満たすべき箇所を明確にする。

(ウ) 機能上一缶二水路型貯湯湯沸器と同様の使い方をされる給水用具に適用される基準を明確にするため、「一缶二水路型貯湯湯沸器」について適切な表現に改める。

(エ) 給水用具のうち「加熱用の水路の部分」としていた耐圧性能試験の対象箇所を明確にする。

(オ) Oリングの使用実態等を踏まえ、低水圧による耐圧性能試験の対象となる給水用具について適切な表現に改める。

イ 告示第1の規定について、上記を踏まえた所要の改正を行う。

#### (2) 逆流防止に関する基準及び試験

ア 省令第5条の逆流防止に関する基準について以下の改正を行う。

(ア) 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具に対する負圧破壊性能試験で満たすべき要件についてより適正なものに変更する。

(イ) 呼び径が25ミリメートル以下の吐水口を有する給水装置について、呼び径の区分に応じて確保する垂直距離の測定位置をより適正なものに変更する。

イ 告示第5の規定について以下の改正を行う。

(ア) (2) アを踏まえた所要の改正を行う。

(イ) バキュームブレーカ又は減圧式逆流防止器の試験において供試用具を取り付ける際に確保する垂直距離の測定位置をより適正なものに変更する。

(ウ) 基準の確保をより適切に確認するため、負圧破壊装置を内部に備えた給水用具に対する負圧破壊性能試験における試験操作を変更する。

(エ) 「負圧破壊に関する試験装置例」及び「吐水口一体型給水用具に係る負圧破壊に関する試験例」をより適切な図に改める。

【参考】改正のイメージは以下のとおりです。

○ (1) のア関係

改正案	現 行
<p>【(ア) 及び (イ) 関係】</p> <p>○ <u>給水管及びそれに付属する給水用具等が一体の構造で機能する給水用具であつて、減圧弁が備えられており、減圧弁の下流側に加圧装置が設置されている給水用具の、減圧弁を通さない水との接続がない構造の加圧装置とその下流側の部分</u></p> <p>… <u>加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損等を生じないこと</u></p> <p>【(ウ) 及び (エ) 関係】</p> <p>○ <u>熱交換器を浴槽内の水等の加熱、給湯等に兼用する構造の給水用具の浴槽内の水等の水路（熱交換器内のもの）の外壁と給湯等の水が接触する部分</u></p> <p>… <u>接合箇所を有せず、1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと</u></p> <p>【(オ) 関係】</p> <p>○ <u>パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具</u></p> <p>… <u>20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと</u></p>	<p>○ <u>貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具</u></p> <p>… <u>0.3メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと</u></p> <p>○ <u>一缶二水路型貯湯湯沸器の浴槽内の水等の加熱用の水路（熱交換器内のもの）の部分</u></p> <p>… <u>接合箇所を有せず、1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損等の異常がないこと</u></p> <p>○ <u>Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具</u></p> <p>… <u>20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと</u></p>

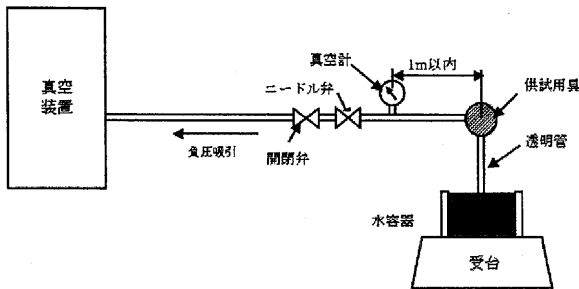
○ (2) のア及びイ関係

改正案	現行
<p>【アの (ア) 関係】</p> <p>○ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具については、流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が</p> <p>①バキュームブレーカを内部に備えた給水用具… <u>逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離</u></p> <p>②その他の負圧破壊装置… <u>吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離</u>の 2分の1 を超えないこと</p> <p>【アの (イ) 関係】</p> <p>○ 呼び径が 25mm 以下の吐水口を有する給水装置は、省令別表第 2 に掲げる呼び径の区分に応じ、近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び越流面から吐水口の<u>最下端</u>までの垂直距離が確保されていること</p> <p>【イの (イ) 関係】</p> <p>○ バキュームブレーカ又は減圧式逆流防止器の試験においては、</p> <p>①バキュームブレーカ… <u>バキュームブレーカの下端又は逆流防止機能が働く位置から水面までの垂直距離が 150mm</u></p> <p>②減圧式逆流防止器… <u>減圧式逆流防止器の逃し弁の排水口の下端から水面までの垂直距離が 150mm</u>となるように供試器具を取り付ける。</p> <p>【イの (ウ) 関係】</p> <p>○ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、供試用具の水受け部内の越流口を嵩上げし、水受け部内に規定の試験水位まで水を満たし、供試用具の止水機構を<u>全開</u>にした場合と</p>	<p>○ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具については、流入側からマイナス 54 キロパスカルの圧力を加えたとき、給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が</p> <p>… <u>負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の 2分の1 を超えないこと</u></p> <p>○ 呼び径が 25mm 以下の吐水口を有する給水装置は、省令別表第 2 に掲げる呼び径の区分に応じ、近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び越流面から吐水口の<u>中心</u>までの垂直距離が確保されていること</p> <p>○ バキュームブレーカ又は減圧式逆流防止器の試験においては、<u>空気吸入シート面から水面までの垂直距離が 150mm</u>となるように供試器具を取り付ける。</p> <p>○ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、供試用具の水受け部内の越流口を嵩上げし、水受け部内に規定の試験水位まで水を満たし、供試用具の止水機構を<u>全開</u>にして、バキ</p>

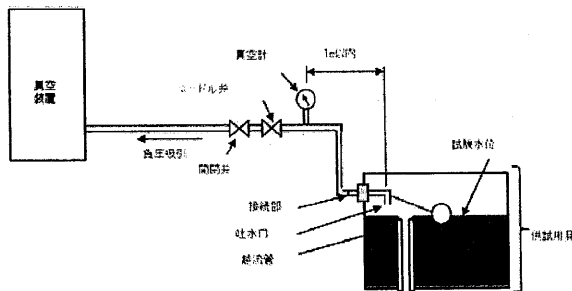
全閉にした場合の両方で、バキュームブレーカ及び減圧式逆流防止器と同様の操作を行う。

【イの(エ) 関係】

○ 負圧破壊に関する試験装置例

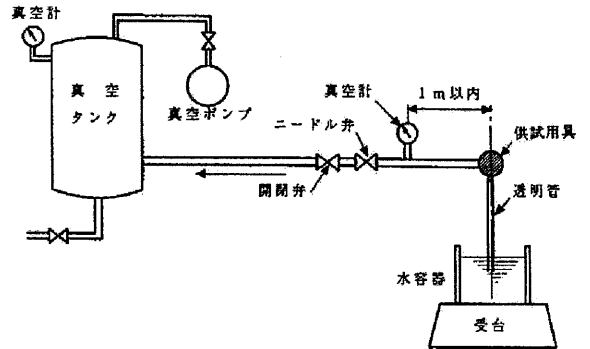


○ 吐水口一体型給水用具に係る負圧破壊に関する試験装置例

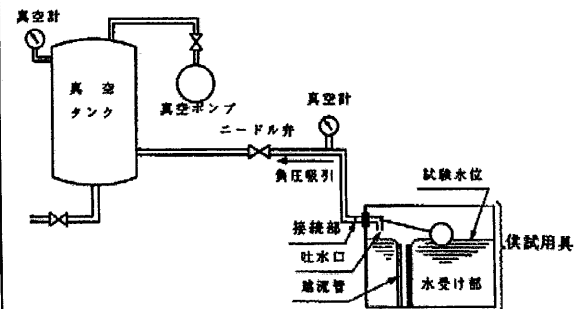


ユームブレーカ及び減圧式逆流防止器と同様の操作を行う。

○ 負圧破壊に関する試験装置例



○ 吐水口一体型給水用具に係る負圧破壊に関する試験装置例



2. 根拠法令の条項

水道法（昭和32年法律第177号）第16条及び水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条第2項

3. 公布日及び施行日

(1) 公布日（予定）

平成24年夏頃

(2) 施行日（予定）

公布日と同日（1. (2) ア (イ) については平成25年4月1日）